

(第2号様式)

監査実施通知書

令和元年8月5日

北海道知事 鈴木直道 様

包括外部監査人 毛利 節



地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに北海道外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づき、次のとおり監査を実施するので通知します。

記

- 1 特定事件名 北海道における子どもの貧困対策及び児童虐待防止対策に関する財務、事務の執行について
- 2 監査対象機関 保健福祉部、各総合振興局・各振興局、教育庁、警察本部及び各機関の出先機関等
- 3 監査期間 令和元年8月20日～令和2年1月31日
- 4 補助者の氏名 北村好孝（公認会計士）、竹間寛（弁護士）、川島英雄（弁護士）及び鷺見圭一（弁護士）

令和元年度包括外部監査のテーマについてのコメント

包括外部監査人 毛利 節

今年度の包括外部監査のテーマとして、「北海道における子どもの貧困対策及び児童虐待防止対策に関する財務、事務の執行について」を選定した理由は次のとおりである。

厚生労働省の「平成30年人口動態統計月報年計（概数）の概況」によれば、我が国の合計特殊出生率（一生の間に産むことができる子どもの数の平均）は1.42（前年度比0.01ポイント低下）であるところ、北海道の同出生率は1.27となっており、東京に次いで全国で2番目に低い水準で推移している。全国的に少子化の問題が叫ばれている中においても、特に北海道は、子どもを産み育てる環境整備が焦眉の課題となっているものと認められる。

このような社会情勢の中、北海道においては、平成16年10月、全国に先駆けて「子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」を制定するとともに、「北の大地☆子どもの未来づくり北海道計画」を3期にわたり策定して、子育て支援なども含めた様々な子どもに関する諸施策を遂行してきたところであり、かかる諸施策は今後も継続的に実施が予定されている。

他方で、「相対的貧困率の国際比較（2010）」（内閣府「平成26年版子ども・若者白書」）によれば、日本は世界第3位の経済大国であるにもかかわらず、子どもの相対的貧困率は、15.7%（平成27年度は13.9%に低下）とOECD加盟国34カ国中10番目に高い水準となっている。なかでも、ひとり親家庭の相対的貧困率は50.8%で、OECD加盟国中最も高かった。

これを北海道について見てみると、平成24年時点で母子世帯における年収200万円未満の世帯割合は57.1%となっており（平成30年3月北海道ひとり親家庭生活実態調査報告書では54.2%に低下）、これは全国平均37.2%を約20ポイントも上回る状況となっている。

このように、北海道におけるひとり親家庭特に母子家庭の貧困度は、OECD加盟国中最も高い我が国にあって、さらにその平均を遙かに上回るという極めて深刻な状況にあるものと言える。

また、児童虐待の問題については、これまで「児童虐待の防止に関する法律」（平成12年）の制定や数度にわたる児童福祉法の改正等によって制度的な充実が図られてきたが、近時の厚生労働省の速報値発表によれば、児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、平成30年度で15万9850件（前年度比2万6072件増）に上っており、児童虐待の防止に関する法律施行前の平成11年の1万1631件に比べて、約13.7倍にまで増加している。これは、虐待案件の増加というよりも、認知件数の増加という側面が大きいと思われるが、認知件数の増加により適切な対応が求められる案件数が増加していることは疑いようがなく、そのための基盤整備や体制強化が必要な状況にあるといえる。

加えて、近時は、本年1月の千葉県野田市での児童虐待死事件や、本年5月の札幌市での

幼児虐待による衰弱死事件など、痛ましい事件が多発している状況にある。

このような状況から、北海道における児童相談所、社会的・家庭的養育機関、学校、警察等の各種関係機関のあり方や連携施策については、道民の関心が非常に高まっているものと認められる。

1989年国連総会において採択された「児童の権利に関する条約」（以下、「子どもの権利条約」）（日本の批准は1994年）では、「児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができる」とされ、子どもは保護の対象であるだけでなく、何よりも権利の主体であるとの考え方のもと、「児童の最善の利益」が指導理念として位置づけられた。先の平成28年児童福祉法改正においては、初めて子どもの権利主体性と「児童の最善の利益」が法律上も確認されるに至ったが、そのような中、子どもの貧困や児童虐待という問題は、「児童の最善の利益」を損なう最たる病理現象であるとともに、世代間連鎖を伴うという意味においては将来にわたる極めて深刻な問題である。

子どもたちが安全で安心な環境のもと、健やかに成長できる地域社会の実現という見地からは、子どもに関する様々な施策のうち、特に上記で挙げた子どもの貧困の問題及び児童虐待の問題は、北海道が特に優先的かつ積極的に介入することによって解決が図られるべき焦眉の課題と認められる。

そこで、北海道が行う子どもの貧困対策及び児童虐待防止対策の財務、事務について、外部の視点で監査すべく、監査テーマとして選定した次第である。